

三田市告示第 53 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

三田市長 田村 克也

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
名 称：公益社団法人三田市シルバー人材センター
所在地：三田市あかしあ台 5 丁目 3 2 番地 2
- 2 指定公金事務取扱者が行う公金事務
三田市自転車等駐車場、新三田駅前駐車場及び藍本駅前駐車場使用料、放置自転車移動保管料の徴収及び収納事務
- 3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで